

- イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
- エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札参加資格  
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年熊本県告示第516号）による審査のうえ、有資格者として営業種目廃棄物処理の一般廃棄物の収集運搬、処分及び産業廃棄物の収集運搬、処分に登録された者であること。
- (2) 熊本市内に本社、支店又は営業所を有する者であること。
- (3) 熊本市の一般廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物収集運搬業（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず）の許可を受けている者であること。
- (4) 5の(3)の時点において、従業員（常勤職員）を5人以上雇用しており、かつ、一般廃棄物収集運搬業車両として熊本市の登録を受けた一般廃棄物収集運搬専用車両（パッカー車両）を2台以上保有している者であること。
- (5) 5の(3)の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書の提出  
本競争入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間  
平成16年2月20日（金）から平成16年3月5日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (2) 提出場所  
4に記載のとおり
- (3) 提出方法  
4に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知  
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 4 契約条項を示す場所  
熊本県総務部管財課管理係（行政棟本館2階）  
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-383-1111 内線 3304・3305
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
4に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所  
ア 交付期間  
平成16年2月20日（金）から平成16年3月5日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。  
イ 交付場所  
4に記載のとおり
- (3) 入札説明会の日時及び場所  
ア 日時  
平成16年2月27日（金）午後2時から  
イ 場所  
熊本県庁行政棟本館 管財課分室（行政棟本館2階）
- (4) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時  
平成16年3月12日（金）午後2時から  
イ 場所  
熊本県庁行政棟本館 管財課分室（行政棟本館2階）
- (5) 入札書の提出方法  
5の(4)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4に記載の場所に平成16年3月11日（木）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を5の(4)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体との入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札  
次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ケ 2以上の意思表示をした入札
- コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ 入札金額と契約単価が矛盾する入札
- シ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定の方法
- ア 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かないものがあるときは、これに代えて入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 最低制限価格  
設定しない。
- (6) 契約書作成の要否  
要  
なお、契約の締結期限は、落札決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、落札金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体との入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

### 登載依頼

#### 熊本県献血推進協議会公告第1号

平成15年度熊本県献血推進協議会の会議を、次のとおり開催する。  
平成16年2月20日

熊本県献血推進協議会

会長 潮谷義子

- 1 開催日時  
平成16年3月2日（火）  
午後1時30分から午後3時まで
- 2 開催場所  
熊本市水前寺公園28番51号  
熊本テルサ3階 たい樹の間
- 3 議題  
(1) 協議事項

平成16年度熊本県献血推進計画（案）について

(2) 報告事項

- ① 輸血用血液の確保対策について
- ② 「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」の概要
- ③ 血液事業を巡る最近の動向について
- ④ その他

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において協議会の会長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができる。

(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県献血推進協議会事務局（熊本県健康福祉部薬務課薬事班）

（電話 096-381-1111 内線 7164）

熊本県立図書館協議会公告第2号

熊本県立図書館協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成16年2月20日

熊本県立図書館協議会

1 開催日時

平成16年3月2日（火）

午後1時から午後3時まで

2 開催場所

熊本市出水二丁目5-1

熊本県立図書館3階大研修室

3 議題

・熊本県立図書館平成15年度事業報告について

・熊本県立図書館の運営について

4 傍聴人の定員

10人

5 傍聴手続

(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、協議会の座長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができる。

(2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本市出水二丁目5-1

熊本県立図書館協議会事務局（熊本県立図書館総務課企画広報係）

（電話 096-384-5000）

熊本県公安委員会告示第1号

平成14年5月24日熊本県公安委員会告示第7号（道路交通法第108条の2第1項第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第8号の2、第11号、第12号及び第13号に規定する講習を行う場所、期日及び受付時間）の一部を次のように改正し、平成16年2月20日から施行する。

平成16年2月20日

熊本県公安委員会委員長 小栗宏夫

2及び5の項の表中「熊本市戸島町3144番地1」を「熊本市戸島西五丁目1番10号」に、

植木自動車学校 (鹿本郡植木町投刀塚320番地1)	水曜日	午前8時30分から同9時 00分まで	を
山鹿自動車教習学校 (山鹿市山鹿117番地)	第2及び第3 木曜日	午前9時30分から同10時 00分まで	

植木自動車学校 (鹿本郡植木町投刀塚320番地1)	水曜日	午前8時30分から同9時 00分まで	に改める。
------------------------------	-----	-----------------------	-------

6の項(1)及び(2)並びに8の項(1)及び(2)の表中「熊本市戸島町3144番地1」を「熊本市戸島西五丁目1番10号」に改める。

10の項の表中「熊本市戸島町3144番地1」を「熊本市戸島西五丁目1番10号」に、